

重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

二千二十一 年十一月十七日に日米通商協力枠組みが形成されたことを想起し、

二千二十二年六月十四日に設立された鉱物安全保障パートナーシップにおける協力（クリーンエネルギーへの移行のための重要鉱物のサプライチェーンの強化及び多様化に関するものを含む。）に係る両締約国政府の約束を再確認し、

二千二十三年一月六日にワシントンで作成されたサプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォースに係る協力覚書を認識し、

重要鉱物が電気自動車の蓄電池のサプライチェーンにとつて重要なことを认识到し、
このような重要な鉱物の自由な貿易を確保することを希望し、

日本国とアメリカ合衆国との間のサプライチェーンを強化することを希望し、

各締約国政府が、自国の環境及び労働に関する法令を効果的に執行する義務を有し、並びに自国の環境及

び労働に関する法令及び政策が高い水準の環境及び労働の保護について定め、及び奨励することを確保する義務を有することを認識し、

重要鉱物の環境上適正かつ効率的な再生利用が重要鉱物の持続可能なサプライチェーンの確保に不可欠であることを強調し、

持続可能かつ衡平な方法により重要鉱物を調達することの価値を強調し、

日本国とアメリカ合衆国との間の商業上の関係を更に強化するとの共通の目的に留意し、

二千十九年十月七日にワシントンで作成された日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を考慮して、
次のとおり協定した。

第一条 協定の目的

この協定は、貿易を円滑にし、重要鉱物の貿易のための公正な競争及び市場指向の条件を促進し、労働及び環境の確固とした基準を確保し、並びに安全で持続可能かつ衡平な重要鉱物のサプライチェーンを確保するための取組において協力することに係る両締約国政府の共通の約束を定めることにより、重要鉱物のサプライチェーンを強化し、及び多様化すること並びに電気自動車の蓄電池に係る技術の採用を促進することを

目的とする。

第二条 定義

この協定の適用上、

「重要鉱物」とは、この協定の附属書に掲げる鉱物をいい、両締約国政府が決定することができる改正の対象となる。

「重要鉱物のライフサイクル」とは、重要鉱物の採取、加工、再生利用及び廃棄処分をいう。

「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

「環境法令」とは、各国の法律及び規則又は法律及び規則の規定（環境に関する多数国間協定に基づく当該国の義務を履行するものを含む。）であつて、次の事項を通じ、環境を保護し、又は人の生命若しくは健康に対する危険を防止することを主たる目的とするものをいう。

- (a) 環境汚染物質の流出、排出又は放出の防止、低減又は規制
- (b) 化学物質その他の物質又は廃棄物であつて、環境上有害な又は毒性を有するものの規制及び当該規制に関する情報の周知

(c) 野生動植物（絶滅のおそれのある種を含む。）、野生動植物の生息地及び特別に保護された自然の区域（注1）の保護又は保全（注2）

注1 この協定の適用上、「特別に保護された自然の区域」とは、締約国政府が自国の法令で定める特別に保護された自然の区域をいう。

注2 両締約国政府は、「保護又は保全」に生物の多様性の保護又は保全を含めることができるることを認める。

ただし、労働者の安全又は健康に直接関係する法律及び規則又は法律及び規則の規定並びに自給のための又は先住民による天然資源の採捕の管理を主たる目的とする法律及び規則又は法律及び規則の規定を含まない。

「採取」とは、地表から鉱物若しくは天然資源を採取するために行われる活動（鉱山及び鉱泉から鉱物又は天然資源を採取するための機器を操作することによるものを含む。）又は事前の採取による廃棄物若しくは残留物から鉱物若しくは天然資源を採取するために行われる活動をいう。採掘され、若しくは収穫された未処理の產品又は鉱泉からの未処理の排水を重要鉱物の加工に直接使用するために容易に輸送し、又は貯蔵することができる物質に転換する活動が行われる場合には、採取は、終了するものとする。

「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

「労働者の権利」とは、次のものをいう。

- (a) 千九百九十八年に採択され、及び二千二十二年に改正された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言に述べられている権利であつて、次の国際的に認められた労働者の権利を対象とするもの

結社の自由（注）及び団体交渉権の実効的な承認

あらゆる形態の強制労働の撤廃

児童労働の実効的な廃止及び最悪の形態の児童労働の禁止

雇用及び職業に関する差別の撤廃

安全かつ健康的な労働環境

注 両締約国政府は、結社の自由の権利に関する同盟罷業をする権利の重要性を認識する。

(b) 最低賃金及び労働時間に関する受入れ可能な労働条件（注）

注 「最低賃金に関する受入れ可能な労働条件」に関する各国の労働法令には、労働者に対し、又は労働者に代わって、賃金に

関連する給付（利益の分配、賞与、退職金及び保健のための給付等）を提供するための当該労働法令に基づく要件を含む。

(c) 労働法令の執行に関する調査その他の手続に参加し、又は労働法令の違反の可能性に関する事実を

権限のある当局に誠実に報告したことに対する差別又は報復（注）を受けない権利

注 このような扱いには、いかなる者に対しても、その参加について、威嚇し、脅迫し、拘束し、強制し、ブラックリストに載せ、解雇し、又は差別する行為を含む。

「労働法令」とは、それぞれの国の法律及び規則又は法律及び規則の規定であつて、労働者の権利に直接関係するものをいう。

「加工」とは、採取された物質又は素材を精製することをいい、採取された物質及び素材を重要鉱物のサプライチェーンにおいて製造その他の目的に使用することができる素材に転換するために用いられる処理、焼成及び被覆の工程を含む。

「再生利用」とは、重要鉱物のサプライチェーンにおいて製造その他の目的に使用することができる素材

を創出するため、重要鉱物を含有する再生可能な素材を規格品に変換し、及び未使用の素材の代わりに消費する一連の活動をいう。

「法律及び規則」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、国会の法律、政令又は省令及び当該法律に基づいて定めるその他の命令であつて、中央政府の行為によつて執行することができるもの
- (b) アメリカ合衆国については、連邦議会の法律又は当該法律に基づいて公布される規則であつて、中央政府の行為によつて執行することができるもの（アメリカ合衆国憲法を含む。）

第三条 重要鉱物の貿易の円滑化

- 1 各締約国政府は、千九百九十四年のガット第十二条の規定に従い、重要鉱物の他方の国の領域からの輸入又は他方の国の領域への輸出について、関税、租税その他の課徴金以外の禁止又は制限を課さない義務を確認する。
- 2 各締約国政府は、他方の国の領域に輸出される重要鉱物に対して輸出税を賦課しないという現在の慣行を維持する。

3 各締約国政府は、千九百九十四年のガット第三条の規定（その解釈に係る注釈を含む。）の例により他方の国的重要鉱物に対し内国民待遇を与える義務を確認する。

4 両締約国政府は、重要鉱物の貿易のための公正な競争及び市場指向の条件を促進するため、重要鉱物の貿易に影響を及ぼす他の国又は地域の市場によらない政策及び慣行に対処するための潜在的に効果的かつ適当な国内措置並びに世界的な重要鉱物のサプライチェーンに関連する問題（採取及び加工の能力及び動向、市場間の価格差、国内産業の状況並びに貿易の流れを含む。）について協議する。両締約国政府は、重要鉱物（他の市場からのものを含む。）の貿易に関し、公に入手可能なデータを共有することができる。

5 両締約国政府は、重要鉱物の分野における自国の領域内の外国の事業体による投資が自国の安全保障に及ぼす影響を自国が決定することを支援するため、当該投資の審査に関する最良の慣行について協議する。両締約国政府は、適当であり、かつ、自国の適用可能な規制の枠組みに適合する場合には、当該投資について相互に通報することができる。

6 両締約国政府は、サプライチェーンの混乱が生ずる場合には、可能な限り、各締約国政府による当該混

乱に対処する取組を支援するために協議する。

第四条 重要鉱物のための持続可能なサプライチェーンの円滑化

1 両締約国政府は、持続可能なサプライチェーンを支援するため、国際的な基準の作成への参加を確認し、及び現に行われている作業（重要鉱物の表示及び再生利用のための国際的な基準に関する作業を含む。）における協力を継続する意図を確認する。

2 各締約国政府は、自国の環境法令及び環境に係る政策が重要鉱物に関する高い水準の環境保護について定め、及び奨励することを確保する意図を確認し、並びに重要鉱物のライフサイクル及び重要鉱物の貿易に関する環境保護についての自国の水準を引き続き向上させる意図を確認する。

3 両締約国政府は、重要鉱物の責任ある調達を確保するため、重要鉱物のサプライチェーンを通じたトレーサビリティ及び透明性の重要性を認識する。

4 各締約国政府は、悪影響を回避し、最小にし、又は緩和することを目的として、事業計画案であつて、重要鉱物のライフサイクルのいずれかの段階において重要鉱物を含むもの、自国の中央政府による行為の対象となるもの及び環境への著しい影響をもたらし得るものとの環境に及ぼす影響を評価するための適当な

手続を定め、及び維持する意図を確認する。

5 両締約国政府は、環境の保護（重要鉱物のライフサイクルの環境に及ぼす影響に関連するものを含む。）に当たつて環境に関する多数国間協定が果たし得る重要な役割を認識する。各締約国政府は、自國が締結している環境に関する多数国間協定を実施することについての自国の約束を確認する。

6 両締約国政府は、また、重要鉱物に関する国内の政策及び手続を作成する場合において、適当なときは、環境についての関連する最良の慣行及び環境の持続可能性に関する国際的な指針であつて、重要鉱物のライフサイクルに関連するものを考慮することの重要性を認識する。

7 両締約国政府は、資源効率の一層高い経済が、資源の安全保障を向上させ、並びに特定の素材、物品及び生産過程（重要鉱物に関するものを含む。）が気候及び環境に及ぼす潜在的な悪影響を減少させ得ることを認識して、未使用の原料の採取及び関連する工程に係る要求及び環境に及ぼす影響を減少させるため、資源効率の一層高い循環経済の取組を促進する措置をとるよう努める。この措置には、製品寿命の延長、再利用及び再生利用がされた素材及び製品の割合の増加並びに関連するサプライチェーンを通じた廃棄物の削減によるものを含む。

8 各締約国政府は、適当な情報を公に入手可能なものとすることを確保することにより、重要鉱物に関する自国の環境法令及び環境に係る政策（執行及び遵守の手続を含む。）についての啓発を促進する意図を確認する。

第五条 重要鉱物の衡平なサプライチェーンの構築

1 各締約国政府は、自国の法律及び規則並びに当該法律及び規則に基づく慣行において、労働者の権利を採用し、及び維持する意図を確認する。

2 各締約国政府は、次の自国の法律及び規則について免除その他の逸脱措置をとり、又はとする旨提案する意図を有しないことを確認する。

千九百九十八年に採択され、及び二千二十二年に改正された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言に述べられている権利に関連する自国の法律及び規則（その免除その他の逸脱措置が当該権利と両立しないこととなる場合に限る。）

労働者の権利に関連する自国の法律及び規則（その免除その他の逸脱措置が自国の領域内の特別貿易地域又は特別関税地域（輸出加工地区、外国貿易地区等）における労働者の権利の遵守を弱め、又は低

下させることとなる場合に限る。）

3 各締約国政府は、自国の労働法令を効果的に執行する意図を確認する。

4 締約国政府は、自国の法令に基づいて社会的な保護の給付（注）を提供する範囲において、当該給付に係る啓発を促進し、及び当該法令で定める資格を有する住民が当該保護を実際に利用可能なものとすることを確保するよう努める。

注 「社会的な保護の給付」には、医療給付、疾病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、親給付、障害給付及び遺族給付を含む。

5 各締約国政府は、労働者の権利の行使又はその企図に関連する労働者又は労働者団体に対する暴力又は暴力による威嚇（性別に基づくものを含む。）について調査し、及び対処する意図を確認する。

6 各締約国政府は、自国の法令に基づく国民であるか否かを問わず、自国の労働法令に基づいて移民労働者が保護されることを確保する意図を確認する。

7 各締約国政府は、雇用の差別（性別、妊娠、性的指向、性自認及び介護の責任に基づくもの（セクシユアル・ハラスメントに関するものを含む。）を含む。）から労働者を保護し、出産又は養子縁組及び家族

の介護のための雇用が保護された休暇を与え、並びに賃金に関する差別から労働者を保護するため、適当と認める政策を維持する意図を確認する。

8 各締約国政府は、各締約国政府が適当と認める自発的活動を通じ、全部又は一部が強制労働（児童の強制労働を含む。）によつて生産された物品を輸入しないよう奨励する意図を確認する。この点に関し、各締約国政府は、全部又は一部が強制労働（児童の強制労働を含む。）によつて採取され、又は加工された重要鉱物を含有する物品を自国の領域に輸入しないよう奨励する機会を検討することができる。両締約国政府は、この8の規定の実施を支援するため、当該物品の輸入及び積替えの特定及び防止に当たつて協力する意図を確認する。両締約国政府は、強制労働の状況を改善すること及び物品の生産に関与した強制労働の被害者が適切な救済を受けることを確保するよう努めることの重要性を認識する。

9 両締約国政府は、この条の規定を効果的に実施し、並びに重要鉱物の採取及び加工における労働者の権利に関する共通の目標を推進するための仕組みとしての協力の重要性を認識する。このため、両締約国政府は、次の活動を行う。

(a) 各国の法令により認められる範囲において、この条の規定に関連する関与、情報共有及び執行措置に

ついて調整すること。

(b) 高い労働基準（重要鉱物のライフサイクルにおける責任ある企業慣行に関連するものを含む。）を実施する自国的能力及び自国の市場に供給する生産者を有する他の国又は地域の能力を構築する機会を特定すること。

(c) 各国の法令により認められる範囲において、重要鉱物のサプライチェーンに関連する事業体における労働者の権利の侵害について、関連する情報を共有し、及び改善を促進すること。

(d) 自国における生産者が労働者の権利についてリスクに応じたデュー・ディリジエンスを実施することを可能にする措置（重要鉱物のサプライチェーンにおけるものを含む。）を奨励すること。

(e) 組合の組織化及び運営における使用者の中立性を促進すること。

(f) 強制労働との闘い、他の労働者の権利の促進及び労働者の権利に関するデュー・ディリジエンスの影響の測定（重要鉱物のライフサイクルにおけるものを含む。）に当たり、最良の慣行に焦点を当てるため、適当な場合には、情報及び研究について共有すること。

両締約国政府は、この協定の効力発生の時から一年以内に、この9に定める活動を開始する。

10 各締約国政府は、自國の公衆（労働者団体の代表者及び事業者団体の代表者を含む。）がこの協定に関する事項について意見を述べることを可能にする労働に関する国内の協議機関若しくは諮問機関又は類似の仕組みを設け、又は維持し、及びこれらの機関又は仕組みと協議する意図を確認する。

第六条 包摂的な貿易政策

両締約国政府は、重要鉱物のサプライチェーンに関連する貿易政策について幅広い利害関係者と協議することの重要性を認識する。

第七条 重要鉱物に関する協力

両締約国政府は、安全で持続可能かつ衡平な重要鉱物のサプライチェーンを確保するための取組に関し、適當な場合には、二国間及び複数国間の場において協力するよう努める。両締約国政府は、同盟国及び協力国との間で、共通の基準を通じて持続可能かつ衡平なサプライチェーンを強化するため、二国間及び複数国間の取組を引き続き行うことの重要性を認識する。この点に関し、各締約国政府は、この協定の目的を無効にして、若しくは侵害し、又はこの条の規定に従つて行われる協力を阻害するいかなる措置も採用し、又は維持することを差し控えるよう努める。

第八条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国政府に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国政府が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。
- (b) 締約国政府が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第九条 実施

この協定は、それぞれの国において効力を有する法令に従い、及び当該法令が許容する限度において、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で、両締約国政府により実施される。

第十条 国際的な義務及び国内の法的枠組み

- 1 この協定のいかなる規定も、それぞれの国の国際的な義務（世界貿易機関設立協定に基づくものを含む。）を修正するものではない。
- 2 この協定のいかなる規定も、日本国又はアメリカ合衆国の関連する国家機関の権限に影響を与えるもの

と解してはならない。

第十一条 協議

両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請の後十五日以内に、この協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、当該要請の時から六十日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行う。

第十二条 協定の見直し

各締約国政府は、この協定（附属書に掲げる鉱物の表を含む。）を終了させ、又は改正することが適当であるかどうかについて決定するため、この協定の効力発生の時から二年以内に少なくとも一回、その後は一年ごとに、重要鉱物を採取し、及び加工する自国の能力について見直しを行う。

第十三条 改正

この協定は、両締約国政府間の書面による合意によつて改正することができる。

第十四条 効力発生

この協定は、署名により効力を生ずる。

第十五条 終了

いづれの一方の締約国政府も、他方の締約国政府に対し書面による終了の通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。この協定を終了させる意図を有する一方の締約国政府は、他方の締約国政府に対して少なくとも九十日前までに書面による通告を行う。その終了は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対して書面による通告を行つた日の後四箇月で、又は両締約国政府が決定する他の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、日本語及び英語をひとしく正文とする本書二通によりこの協定に署名した。

二千二十三年三月二十八日にワシントンで作成した。

日本国政府のため
に

富田浩司

アメリカ合衆国政府のため
に

キヤサリン・タイ

附属書

「重要鉱物」とは、次の鉱物をいう。

- | | | | | |
|------|------|------|--------|------|
| (e) | (d) | (c) | (b) | (a) |
| ニッケル | マンガン | リチウム | グラファイト | コバルト |

